


令和7年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 深尾 貴子 

令和6年(ネ)第3913号 損害賠償等請求控訴事件、同第5386号 同附  
帯控訴事件(原審:東京地方裁判所令和4年(ワ)第30091号)

口頭弁論終結日 令和7年1月30日

判 決

[Redacted]

控訴人兼附帯被控訴人(以下「控訴人」という。)

	水	原	清	晃
同訴訟代理人弁護士	渥	美	陽	子
同	松	永	成	高
同	小	沢	一	仁

[Redacted]

被控訴人兼附帯控訴人(以下「被控訴人仁藤」という。)

仁 藤 夢 乃

[Redacted]

被控訴人兼附帯控訴人(以下「被控訴人法人」という。)

一般社団法人C o l a b o

同代表者代表理事	仁	藤	夢	乃
上記兩名訴訟代理人弁護士	神	原		元
	太	田	啓	子
	岸	本	英	嗣
	河	西	拓	哉
同訴訟復代理人弁護士	宗		惠	燕

主 文

1 本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。

2 被控訴人らの当審における変更後の請求をいずれも棄却する。

3 控訴費用は控訴人の、附帯控訴費用は被控訴人らの各負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求めた裁判

#### 1 控訴人

(1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

(3) 民事訴訟法260条2項の申立て

ア 被控訴人仁藤は、控訴人に対し、57万8952円及びこれに対する  
令和6年7月18日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

イ 被控訴人法人は、控訴人に対し、173万6856円及びこれに対する  
令和6年7月18日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払  
え。

#### 2 被控訴人ら

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 控訴人は、被控訴人仁藤に対し、550万円及びこれに対する令和4年  
10月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(3) 控訴人は、被控訴人法人に対し、550万円及びこれに対する令和4年  
10月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(4) 控訴人は、原判決別紙投稿目録記載1ないし4の投稿を削除せよ。

(5) 控訴人は、本判決確定日から3年間、本判決別紙1謝罪文目録記載の謝  
罪文を、同別紙2ブログ目録記載のブログに、同別紙3掲載要綱目録に従  
って掲載せよ。

### 第2 事案の概要（特に断らない限り略称は原判決の例による。）

1 本件は、被控訴人らが、控訴人が自身の管理するブログサイト及び動画投  
稿サイトに投稿した原判決別紙投稿目録記載1ないし4の記事及び動画（本

件各投稿)が、被控訴人らに対する名誉毀損に該当するとして、控訴人に対し、①民法709条に基づき、それぞれ慰謝料等500万円及び弁護士費用50万円(合計550万円)並びにこれらに対する遅延損害金の支払を、②人格権に基づき、本件各投稿の削除を、③民法723条に基づき、控訴人のブログサイト上への謝罪文の掲載をそれぞれ求めた事案である。

原審が、本件各投稿による名誉毀損の成立を認め、控訴人に対し、①被控訴人仁藤に対し55万円、被控訴人法人に対し165万円及びこれらに対する遅延損害金の各支払、並びに、②本件各投稿の削除を命じ、①のうちその余の請求及び③謝罪文の掲載請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴し、被控訴人らが附帯控訴した。当審において、控訴人が前記第1の1(3)のとおり民事訴訟法260条2項の原状回復等の申立てをし、被控訴人らが前記第1の2(5)のとおり謝罪文の掲載につき掲載方法の細部を本判決別紙3掲載要綱目録記載のとおり指定する旨の訴えの変更をした。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記3及び4のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄第2の1及び2に記載のとおりであるからこれを引用する。

3 民事訴訟法260条2項の申立てについて

(控訴人)

(1) 控訴人は、令和6年7月18日、被控訴人らに対し、次のとおり、仮執行宣言が付された原判決主文第1項及び第2項に基づく支払をした。

ア 被控訴人仁藤

元金55万円及び令和4年10月17日から令和6年7月18日までの遅延損害金2万8952円(合計57万8952円)

イ 被控訴人法人

元金165万円及び令和4年10月17日から令和6年7月18日までの遅延損害金8万6856円(合計173万6856円)

(2) 被控訴人らの控訴人に対する損害賠償請求はいずれも理由がなく、原判決主文第1項及び第2項は取り消されるべきである。

(3) よって、控訴人は、民事訴訟法260条2項に基づき、被控訴人仁藤に対し57万8952円及びこれに対する令和6年7月18日から、被控訴人法人に対し173万6856円及びこれに対する同日から、それぞれ支払済みまで年3%の割合による金員の支払を求める。

(被控訴人ら)

争う。

#### 4 変更後の訴えについて

(被控訴人ら)

控訴人は本件訴訟後もブログや動画サイトに被控訴人らを誹謗中傷する多数の投稿をしており、多くの読者や視聴者を獲得しているのであって、裁判で事実無根と認定された後も本件各投稿と同じデマを流し続けるものと予想される。このようなエコーチェンバー現象の中で控訴人の主張をうのみにしている読者や視聴者に真実を悟らせるためには、控訴人自身の言葉で、本件各投稿における摘示事実が虚偽であることを説明させる現実的必要性が極めて高い。

よって、民法723条に基づく名誉回復処分として、本判決別紙3掲載要綱目録に従って、同別紙1謝罪文目録記載の謝罪文を、本件各投稿を掲載している同別紙2ブログ目録記載のブログに掲載させるべきである。

(控訴人)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人らの請求は、被控訴人仁藤に対し55万円の、被控訴人法人に対し165万円の各支払及び本件各投稿の削除を求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、当審における当事者の主張を踏まえ

て次のとおり補正し、後記2、3のとおり付加するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」欄第3）記載のとおりであるからこれを引用する。

(1) 原判決20頁2行目末尾に「、これにより利益を得」を加え、17行目の「受給させている」を「受給させ、これにより利益を得ている」と、24行目の「置いている」を「置き、これにより利益を得ている」とそれぞれ改める。

(2) 原判決21頁4行目冒頭から末尾までを「(3) 控訴人のその余の主張について」と改め、24行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「ウ 本件投稿1について

控訴人は、本件居室を「手狭な」や「タコ部屋」と形容した部分は意見論評に当たり、事実の摘示には当たらないと主張する。しかし、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として本件投稿1中に示された上記の語句をみれば、正確な面積は分からないまでも人が居住するのに適しない狭い部屋であるとの事実を摘示していると理解するものと認められ、これを意見論評であるということはできない。

控訴人は、被控訴人らが本件居室に女性を3人居住させていることと、被控訴人らが女性に生活保護を受給させ、1人につき毎月6万5000円を徴収していることとは別個の話題であり、これらの女性が同一であることが摘示されているとまでは読み取れないから、本件投稿1は本件摘示事実1を表示するものではないと主張する。しかし、本件投稿1が、「C o l a b oと仁藤夢乃さんの生活保護ビジネスについて調べてみました」（ブログ）、「シリーズ共産党おばさん生活保護ビジネス編【共産党と強いつながりがあるC o l a b o代表仁藤夢乃さん】」（動画）と、被控訴人法人と被控訴人仁藤の生活保護ビジネスについて調べてみた旨のタイトルで投稿されたものであり、投稿記事中に、結論として「被控訴人法人は10代の女の子をタコ部屋に住まわせて生活保護を受給させ、

毎月一人65000円ずつ徴収している」(原判決別紙投稿目録1・32頁)などと表示していることに照らすと、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、本件投稿1は、「被控訴人らが10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させて生活保護を受給させ、1人につき毎月6万5000円を徴収している」旨を摘示していると理解するものと認められる。

控訴人は、本件投稿1が本件居室に居住する3人の女性に生活保護を受給させ、1人につき毎月6万5000円を徴収しているとの事実を摘示するとしても、①女性を劣悪な環境においているとの印象は生じないし、②被控訴人らが非営利目的による慈善事業として女性の保護を行っていることや、上記の金額は本件居室に3人で居住する場合の生活費として相当に低額であることからすれば、被控訴人らが支援対象の女性を利用して私益を図っているとの印象を生じないから、被控訴人らの社会的評価を低下させるものではないと主張する。しかし、上記のとおり、本件投稿1は、被控訴人らが10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させて生活保護を受給させ、1人につき毎月6万5000円を徴収しているとの事実を摘示するものであり、被控訴人らの生活保護ビジネスとして行われている旨のタイトルが付されていることに照らすと、本件投稿1は、被控訴人らが支援対象の女性を利用して私益を図っているとの印象を生じさせるものであって、被控訴人らの社会的評価を低下させるものというべきである。控訴人の本件投稿1に係る主張はいずれも理由がない。」

#### エ 本件投稿2について

控訴人は、1LDKのシェアハウスといっても原判決別紙投稿目録3・45頁の画像⑱のとおり間取りが示されているのみで面積や構造が明らかでない以上、個別の居住空間を確保することがおよそ困難である

とはいえないから、被控訴人らが本件投稿2において1LDKのシェアハウスに女性を3人居住させていると摘示しても、女性を劣悪な住環境に置いているとの印象を生じさせるとはいえず、被控訴人らの社会的評価を低下させるものではないと主張する。しかし、上記画像の間取りには「極狭リビング」「寝室タコ部屋」といった表示がされており、これに続いて、「いつもシェアハウスのリビング写真として出てくるのがめちゃくちゃ狭い感じの写真しかない」との表示や、生活保護受給のためには1人1部屋の個室が必要であるところ、上記シェアハウスはその基準を満たさない旨の表示があることに照らすと、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、本件投稿2は、被控訴人らが3人の女性を個々の居住空間を確保することがおよそ困難な1LDKのシェアハウスに居住させて生活保護を受給させ、劣悪な住環境に置いて私益を図っているとの印象を生じさせるものというべきであり、これが被控訴人らの社会的評価を低下させることは明らかである。

控訴人は、本件投稿2の閲覧者のうち相当数の者は本件投稿1を閲覧せず、本件投稿2のみを閲覧していたと考えられるから、本件投稿2による摘示事実が生じさせる印象を検討するに当たり、本件投稿1による摘示事実が生じさせる印象を考慮することは相当ではないと主張する。

しかし、本件各投稿の投稿日は、本件記事1と本件記事2はそれぞれ令和4年9月9日と同月26日、本件動画1と本件動画2がそれぞれ同月24日と同年10月17日であって、いずれも近接した時期に投稿されたものであり、そのタイトルは、本件記事1は「Colaboと仁藤夢乃さんの生活保護ビジネスについて調べてみました」、本件記事2は「Colaboと仁藤夢乃さんの生活保護不正受給について調べてみました」、本件動画1は「シリーズ共産党おばさん生活保護ビジネス編【共産党と強いつながりがあるColabo代表仁藤夢乃さん】」、本件

動画2は「【まさかの！？】仁藤夢乃氏、コロナ禍で生活保護不正疑惑！？」と、いずれも被控訴人仁藤の個人名や生活保護という用語が共通して用いられており、閲覧者において関連するものであることが容易に理解できる態様で投稿されているものといえ、いずれかの投稿に興味を持った者はその多くが他の投稿にも目を通すと考えられるから、本件投稿2による摘示事実が与える印象を検討するに当たり、本件投稿1による摘示事実が与える印象を考慮することが不相当であるとはいえない。控訴人の本件投稿2に係る主張はいずれも理由がない。」

## 2 損害賠償額について

(1) 控訴人は、本件各投稿以前から被控訴人らはインターネット上で大規模な批判を受けていたものであり、本件各投稿時には控訴人の影響力は大きくなかったこと等からすれば、原判決の認定した損害額が高きに過ぎると主張する。しかし、原判決認定事実(4)に認定するとおり、本件各投稿の影響は広範であり、被控訴人らの事業運営や活動に現在まで多大な支障が生じ、これによる被控訴人法人の損害や被控訴人仁藤が被った精神的苦痛は相当なものであったと推察される一方、同(5)イに認定するとおり、控訴人が本件各投稿及びこれを理由として提起された本件訴訟の係属やその進行状況等をインターネットに投稿して広く公表し、これを利用して被控訴人らの請求額を上回る経済的利益を得ることができるなどと公言していること等を踏まえると、原判決が認定した損害額が高きに過ぎるとはいえない。

(2) 被控訴人らは、本件各投稿が公益目的でされたものでない上、インターネットという伝播性の高いメディアにおいてされたものであり、現実に被控訴人らが様々な嫌がらせや誹謗中傷を受けたことを踏まえると、原判決が認定した損害額は低きに過ぎると主張する。しかし、上記(1)のとおり、本件各投稿の内容やその手段、態様等、本件各投稿により生じた



影響を考慮に入れた上で原判決が認定した被控訴人仁藤につき合計55万円、被控訴人法人につき合計165万円の各損害額は相当というべきである。また、仮に、本件各投稿が専ら公益を図る目的をもってされたものでなかったとしても、本件に表れた諸事情を考慮の上認定された上記各損害額につき、これを増額すべきであると認めることはできない。

5

なお、被控訴人らは、控訴人が本件各投稿の他にも被控訴人らに関する多数の虚偽の発信をしていることをも考慮すべきであると主張するが、これらについては本件訴訟において請求原因とされておらず審理の対象ではないから、本件においてこの点を考慮すべきであるとはいえない。

10 3 謝罪文の掲載について

被控訴人らは、被控訴人らの名誉を回復するためには、金銭賠償や本件各投稿の削除のみでは足りず、民法723条に基づく処分として、本件ブログアカウントに謝罪文を掲載させることが必要であると主張する。しかし、原判決第3の7に説示するとおり、被控訴人らにおいてもインターネットを利用した発信等により本件各投稿による被害の回復を図ることが可能であり、

15

実際にも多数のメディアから取材を受けるなどしていることなどを踏まえると、さらに謝罪文を掲載することが相当であるとまではいえない。

4 よって、原判決は相当であり、本件控訴及び本件附帯控訴、並びに、被控訴人らの当審における追加請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

20

東京高等裁判所第17民事部

25 裁判長裁判官

吉田

吉 田

徹

徹

裁判官

森 脇 江津

森 脇 江 津 子

5

裁判官

榮 岳 夫

榮 岳 夫

10

# 別紙 1

## 謝罪文目録

私、水原清晃は、2022年9月9日に「Colaboと仁藤夢乃さんの生活保護ビジネスについて調べてみました (ver1.49/13 更新)」と題する記事、また、同年9月26日に「Colaboと仁藤夢乃さんの生活保護不正受給について調べてみました」と題する記事を、インターネットブログに投稿しました。また、同年9月24日には「シリーズ共産党おばさん生活保護ビジネス編【共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さん】」と題する動画を、10月17日には「【まさかの！？】仁藤夢乃氏、コロナ禍で生活保護不正疑惑！？」と題する動画を、それぞれインターネットに投稿しました。

これらの投稿は、仁藤夢乃氏と一般社団法人 Colabo が、10代の女の子を3人部屋に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人65000円ずつ徴収している虚偽の事実を摘示したうえ、「生活保護ビジネス」「生活保護不正受給」等と誹謗したもので、仁藤氏と Colabo が10代の女性たちを利用して生活保護費を違法に取得して私益を図ってきたとの印象を持たせるものですから、仁藤夢乃氏と一般社団法人 Colabo の名誉を毀損するものでした。

ここに上記各投稿における主張を撤回し、仁藤夢乃氏と一般社団法人 Colabo に対し、深くお詫び申し上げる次第です。

年 月 日

仁藤夢乃 殿

一般社団法人 Colabo 御中

水原清晃

## 別紙 2

### ブログ目録

ブログ名       note  
アカウント名    暇な空白/Kiyoteru Mizuhara  
URL            [https://note.com/hima\\_kuuhaku/](https://note.com/hima_kuuhaku/)

## 別紙3

### 掲載要綱目録

- 1 タイトルは「謝罪文」とすること
- 2 文字の色は全て黒とし、背景は白とすること
- 3 文字の大きさ、行数、行間、文字の配置は全て原判決投稿目録1及び3の記事と同じとすること